

コミュニティ自治推進に向けた
検討報告書

平成 23 年 6 月
第三期多摩市自治推進委員会

はじめに

多摩市自治基本条例は市民、行政、議会が協働して策定し、平成 16 年 3 月に制定されました。この条例は多摩市民が行政にかかわっていく参画や協働の理念が説かれ、具体的な方法が規定された画期的なものであり、条例が市民の権利として宣言され、保障されたことは特記すべきことだと言えます。翌年、平成 17 年には日本経済新聞社等による「全国優良都市ランキング」の市民参画度で全国一と評価されました。同年自治基本条例の規定に基づき、多摩市自治推進委員会が設置されました。

自治推進委員会は第 30 条にあるように市長の諮問に基づき意見具申するだけでなく、自治の推進に関する事項について自主的な活動を行い、市長に提言することができます。第一期(平成 17 年 1 月～19 年 1 月)は自治基本条例の市民への認知度を検証しました。第二期(平成 19 年 3 月～21 年 3 月)は多摩市における市民参画の現状について行政の資料を基に事例研究し、現状の問題点を明らかにし、今後の市民参画、協働の推進に向けた方策作りの基礎となる資料を「市民参画白書」としてまとめました。第一期、第二期を通して言えることは「多摩市自治基本条例はすばらしいものである。しかし条例はそれほど市民に浸透していない。市民参画、協働の実際を分析すると、現状は理想どおりに進んでいない。そこにはいくつかの問題がある。」ということでした。

今期(第三期:平成 21 年 6 月～23 年 6 月)の自治推進委員会は過去行われた現状分析を基に、前半は、市民活動の舞台である地域や自治会というコミュニティの中で、市民自治というものが、どのように行われているのかを現場に行ったり、活動している人たちから聞き取りをしたりしながら、現状を知ることに努めました。そして、後半は、現状の問題点を克服して市民のコミュニティ活動が活発化し、地域自治を推進するにはどのようなしくみが考えられるのかという難問を設定して、議論を深めました。また、平成 22 年 4 月には、阿部新市長が就任し、その公約である「(仮称)地域委員会」の提案は、機を一にして私達の問題意識と共通するものであることから、市長ご本人からお話をうかがう時間もいただきましたが、私たち、自治推進委員会は自ら設定した課題に対し、市民目線で地域自治の推進を真摯に議論して、ここに報告するものです。

目次

| | |
|---|-----|
| 第1章 コミュニティ自治の重要性と検討の視点 | P 1 |
| 1 コミュニティ自治の重要性 | |
| 2 コミュニティ自治を検討する視点 | |
| 3 今後の考えられる方向性と検討すべき論点 | |
| 第2章 多摩市のコミュニティ組織の現状と課題 ～ヒアリングを通して～ | P6 |
| 1 コミュニティセンター | |
| 2 青少年問題協議会地区委員会 | |
| 3 自治連合会(自治会) | |
| 4 社会福祉協議会 | |
| 5 ヒアリングからみえてきた課題 | |
| 第3章 コミュニティ自治の今後のあり方と検討事項 | P18 |
| 1 「なんらかの仕掛け」が必要 | |
| 2 区域について | |
| 3 組織について | |
| 4 委員・報酬について | |
| 5 役割・予算編成について | |
| 6 事務局について | |
| 第4章 今後の多摩市のコミュニティ自治への提案 ～コミュニティ会議の設立を目指して～ | P27 |
| 1 第1段階 地域の課題を共有化しよう ～コミュニティ懇談会の設置 | |
| 2 第2段階 地域課題への取り組み ～コミュニティ会議の設立へ | |
| あとがき | P30 |
| 資料1 コミュニティ組織の現状一覧表 | |
| 資料2 ゾーニングの考え方 | |
| 資料3 コミュニティ会議関係図(参考) | |
| 資料4 第三期自治推進委員会 審議の経過 | |
| 資料5 第三期自治推進委員会 委員名簿 | |

第1章 コミュニティ自治の重要性と検討の視点

1 コミュニティ自治の重要性

コミュニティ (Community) という言葉にはいろいろな意味がありますが、地域におけるコミュニティという意味では、「生活上の共同関係を有する地域社会における人々の集合体」と考えることができます。すなわち、人は一人だけで生きることはできず、他の人々と協力し、支え合ってはじめて暮らしていくことができます。こうした人間関係には、家庭、労働の場、教育の場、趣味の場などいろいろな関係がありますが、とくに身近な生活の場で生じるさまざまな問題を解決したり、互いに支え合う関係が重要になります。これがコミュニティです。その意味では、コミュニティは、共同性と地域性という2つの要素をもった人々の集まりと考えられます。

こうしたコミュニティは、これまでも人々にとってなくてはならないものであり、人々はこれを重視し、尊重してきました。日本では、すでに江戸時代には各地の村落が一定の「自治」を営んでいましたし、戦前も町内会・部落会が人々の生活を支えるうえで重要な役割を果たしてきました。

ところが、現代社会では、①都市化の進展と人間関係の希薄化、②交通通信の発達と人々の行動範囲の拡大、③家族中心・個人中心の生活文化の広がりなどの変化が生まれ、生活の場は、家庭、職場、余暇空間へと分散する傾向にあります。その中で、伝統的な意味でのコミュニティは危機に陥っています。日本でも、1960年代以降の高度経済成長と都市化・工業化の流れの中でコミュニティが形骸化し、その存在は稀薄になっています。

しかし、こうした現代社会にこそ、コミュニティの必要性・重要性が増しているのではないのでしょうか。というのも、第1に、都市化によって人々が密集して住むことになると、日照、騒音等様々な生活上の問題が増加し、これを調整し解決する役割が必要になります。第2に、核家族化等によって家庭や親族による相互扶助の役割が弱まるため、人の生存や生活を維持するには地域で支え合う関係が重要になります。第3に、人間関係が希薄になり、ストレスの多い社会となるため、人間性を回復するためにも、地域でのつながりが求められます。

最近の日本の状況をみても、高齢者の孤独死や行方不明の問題、子どもの安全や地域の教育力の低下の問題など、コミュニティの役割の低下が一因となって、さまざまな問題が生じています。また、増大する税収入を基礎として住民のニーズに行政が何でも対応するという時代が終わり、「市民協働」で地域の課題に取り組むことが求められています。こうした問題に市民協働で対応するには、その基盤としてのコミュニティがしっかりしていることが求められます。あるテレビ番組のタイトルを借用すれば、「ご近所の底力」が重要になっているのです。

また1990年代以降の日本では、国が地方をコントロールするという集権的・画一的

な政治行政の仕組みを転換して「地方分権」を進めてきましたし、最近では「地域のことは地域が決める」という「地域主権」の考え方も提唱されています。しかし、地方分権や地域主権といっても、国の官僚組織から自治体の行政組織に権限が移るだけでは意味がありません。主権者である住民が地域運営に参画するとともに、自ら課題解決に取り組む「住民自治」を実現することが重要です。そのためにも、コミュニティ自治を保障し、活性化することが不可欠になっているのです。

以上のようなコミュニティ自治の重要性は、多摩市においても求められています。むしろ多摩市は、高度経済成長期に市域の約6割が「多摩ニュータウン」として開発され、人口が急増する中で、短期間にコミュニティを形成しなければならなかったという事情を抱えていましたし、当時入居された市民が近年急速に高齢化し、一人暮らし世帯も増えています。そのため、他の地域や自治体と比べても、コミュニティに期待される役割は大きいといえます。

これまでも市では、コミュニティ施策に力を入れ、コミュニティセンターの整備など具体的な取り組みを行ってきました。また、多摩市自治基本条例（平成16年施行）でも、第3節に「コミュニティの役割」を掲げて、次のような規定を定めています。

(コミュニティ)

第7条 コミュニティとは、市民が互いに助け合い、心豊かな生活をおくことを目的として、自主的に結ばれた組織をいいます。

2 市民、市議会及び市の執行機関は、地域社会を多様に支え、自主的かつ自立的なコミュニティ活動の役割を尊重するものとします。

ところが、多摩市において結果としてコミュニティが期待される役割を果たしているかといえば、2章以下でみるとおり、未だ課題が多いのが現状です。そこで、当委員会では、今期（平成21年6月～23年6月）のテーマとして「コミュニティ自治」を取り上げ、多摩市のコミュニティ自治の現状を把握するとともに、今後のコミュニティ自治のあり方について提言することにしたものです。

2 コミュニティ自治を検討する視点

検討にあたっては、次のような視点でまず現状を調査・検証したうえで、それを踏まえて今後のあり方を考えることにしました。

(1) コミュニティ自治の現状（全般的状況）

まず、多摩市のコミュニティ自治がどういう状況にあるか、実態を把握する必要があります。調査に先立って予備段階で次のような指摘がありました。

- ・自治会の加入率が低くなっているし、自治会の活動が見えにくい
- ・自治会は半強制的な団体で、特定の目的でつくられたわけではないため、地域の課

題解決などの積極的な活動をすることは難しい

- ・コミュニティセンターはそれなりに機能しているが、担い手が少ない
- ・青少年問題協議会地区委員会、社会福祉協議会など、テーマ別のコミュニティ組織も見ていく必要がある

(2) コミュニティ活動の担い手の確保

コミュニティ活動は、ボランティア中心となるため、担い手の確保が難しいという問題があります。予備段階で出された意見には、次のような指摘がありました。

- ・自治会は、役員を務めるメリットが少なく、担い手も少ないし、持ち回りが多いのでノウハウを蓄積しにくい
- ・コミュニティセンターは、特定の役員が長期間中心になる傾向があり、新しい住民が入りづらい
- ・その他の組織は、特定の目的の活動なら参加するが、広く地域の課題に取り組むという負担感があるし、自分の問題ではないという意識がある

(3) 各コミュニティ組織の特徴と課題

多摩市のコミュニティ組織にはいろいろな組織があり、それぞれ状況が違っているため、それぞれの特徴（強み）と課題（弱み）を把握する必要があります。予備段階で出された意見としては、次のような指摘がありました。

- ・多摩市には自治会と管理組合の両方があり、大規模な集合住宅では管理組合が自治会的な活動をしているところも少なくないため、これをどう位置づけるかが課題
- ・ニュータウン開発のときに、コミュニティ自治のルールをつくらなかったため、集合住宅では管理組合が必須だが、戸建住宅はそうした取り決めがない
- ・自治会は現状でも存在意義があるが、それをさらに進めようということで活動が重くなると、参加したがる傾向にある
- ・市では、コミュニティセンターを計画的に建設しており、コミュニティセンターには運営協議会があつて、地域活動を進めているがこれをどう評価するか、意見が分かれる
- ・多摩市には、老人クラブ、青少年問題協議会地区委員会、子ども会、PTA、消防団、自主防災組織なども、重要な役割を負っているため、これらも視野に入れる必要がある

(4) コミュニティ自治の地域設定のあり方

コミュニティ自治のあり方を検討するうえで、コミュニティ活動にふさわしい地域（エリア）をどう設定するかという点も問題となります。予備段階で出された意見としては、次のような指摘がありました。

- ・コミュニティについては、組織ごとに地域設定があり、混在しているのでこれを統一することは難しい
- ・コミュニティのエリア設定には、自主的に設定したものと行政が中心になって設定したものがある。第四次多摩市総合計画では地域コミュニティ形成の状況に応じて弾力的、可変的な現在10のエリアが設定されている¹。

(5) コミュニティ組織間の連絡調整機能のあり方

多摩市には多くのコミュニティ組織があります。これは強みですが、相互に連絡調整が図られていないため、今後こうした機能を果たせる組織ないし仕組みを考える必要があります。予備段階で出された意見としては、次のような指摘があります。

- ・多摩市には公共施設は多いし、様々な団体もあるが、これらを統括するような機関が存在しない。それぞれの担当区域も異なるため、全体をどう調整するかが難しい
- ・行政側も、コミュニティ組織はあくまで自主的な団体なので、そういう整理をしたことはないし、行政が連絡調整を行うことはできない
- ・地域の課題を拾い上げて、解決策を検討するような役割が重要。そうした存在としてコミュニティセンターの運営協議会が考えられるが、現状ではそうした役割を担うことは難しいと思われる

3 今後の考えられる方向性と検討すべき論点

以上を踏まえて、2章以下の検証・検討に先だって、今後の方向性と検討すべき論点について整理しておく、次のとおりです。

(1) 今後のコミュニティ組織の方向性

今後のコミュニティ組織については、たとえば次のような方向性が考えられると思われます。こうした選択肢を念頭において、それぞれの組織の実態を把握するとともに、多摩市に合致したコミュニティ組織のあり方を考える必要があります。

- ①自治会（または管理組合）を基盤にしていく方向
- ②コミュニティセンター（または同運営協議会）を基盤にしていく方向
- ③多摩市社会福祉協議会を基盤にしていく方向
- ④新しい組織をつくってそこを基盤にしていく方向
- ⑤あえて特定の組織はつくり、必要なときに連絡調整を行う方向

(2) 検討すべき論点

2章以下の検討に当たっては、とくに次の点に留意する必要があります。

¹資料2「ゾーニングの考え方」参照

- ①地域の課題解決の主体（機能）と、連絡調整の主体（機能）を分けるか
- ②守備範囲が広いが、機能は浅い組織（自治会型）をめざすか、逆に守備範囲は狭いが、機能は深い組織（青少年問題協議会地区委員会型）をめざすか
- ③行政（市役所）の支援・相互連携をどう考えるか、コミュニティ組織の自主性を保ちつつ、行政の支援を受けることは可能か
- ④コミュニティ組織の担い手は純然たるボランティアであるべきか、何らかの制度により給与または手当を支給することは可能・必要か
- ⑤コミュニティ組織の担い手をどう確保するか、とくに若年層や子育て世代の参加をどう促進するか、また人材養成（トレーニング）をどう進めるか
- ⑥コミュニティ組織またはその仕組みは、地域ごとに状況が整ったところから立ち上げればよいか、それとも市域全体で一気に制度化するか

第2章 多摩市のコミュニティ組織の現状と課題 ～ヒアリングを通して～

多摩市のコミュニティの現状と課題を把握する上で、様々なコミュニティ活動を行っているコミュニティセンター運営協議会、青少年問題協議会地区委員会、自治連合会、社会福祉協議会の4団体へヒアリングを行いました。本報告書には、ヒアリング結果に加えて、それぞれの委員の実体験に基づいた意見も含まれていることはご了承ください。

1 コミュニティセンター

(1) 目的・設立の主旨

多摩市は「コミュニティ活動がまちづくりの基本であり、力となる」という認識にたち、地域ごとに市民のエネルギーや創意が生き、その地域の特性に合った活動の場として、市内8箇所コミュニティセンター施設を建設しました。コミュニティの最小単位の施設は集会所ですが、もう少し広い地域、中学校区程度のコミュニティを想定しています。コミュニティセンターの建設は、その構想づくりから運営まで、一貫した市民参加を通して、人と人との新たな出会いや連帯感が育ち、コミュニティ活動の発展のきっかけとなるように工夫をしながら²、現在も進行中です。背景には、多摩市が多摩ニュータウンの中核をなし、既存地域に比べて新規転入者が多かったことから、新しいコミュニティを早急に醸成する必要があったと思われます。

① 設立経緯・変遷

設立の根拠になる条例は「多摩市立コミュニティセンター条例」であり平成3年3月に制定され、同年4月に関戸・一ノ宮コミュニティセンター³、桜ヶ丘コミュニティセンター及び乞田・貝取コミュニティセンターが最初のコミュニティセンターとしてオープンしました。その後、平成4年9月に鶴牧・落合・南野コミュニティセンター、平成6年9月に貝取コミュニティセンター、平成7年10月に聖ヶ丘コミュニティセンター、平成12年10月に愛宕コミュニティセンター、平成23年4月に唐木田コミュニティセンターと次々に各地域に設立され、現在8館が運営されています。コミュニティセンターでは、施設ごとに地域住民がボランティアで参加した運営協議会を組織して運営して

² あるコミュニティセンターの運営協議会会則の目的には、「協議会は、住民自治の精神と民主的な連帯及び協働を通じてコミュニティ活動の拠点としてセンターを管理運営し、地域住民の親睦と交流を深め、地域福祉の向上と市民文化の醸成を目指して、住民相互の信頼に基づく心豊かな地域社会を形成することを目的とする。」となっています。

³ 関戸・一ノ宮コミュニティセンターは昭和63年4月に複合施設（老人福祉館・地区市民ホール）としてスタートし、その後、他のコミュニティセンターの開設と同時に施設名を改称して現在に至っています。

おり、平成18年4月からは、運営協議会がコミュニティセンターの指定管理者⁴となり、貸室の受付や利用者間の調整等の日常的な施設運営だけでなく、施設の機能を活用し、地域の特性に応じた特色のある事業を展開しています。

②事業（役割）

事業部門は文化、福祉、体育（健康）、環境などの部会に分かれてそれぞれ好きな、また得意分野の協議会委員で構成されています。各部会で立案されたイベントは、個別事業として、総会で承認後、年間を通して多くの事業が実施されます。さらにこれ以外に館全体を開放したお祭り事業や地域運動会、盆踊りやどんど焼きなど地域行事の支援等も行います。

③組織運営

市内8箇所にあるコミュニティセンターの各運営協議会は、コミュニティセンターの指定管理者として管理運営を任されています。運営協議会は、政治的、宗教的、思想的団体からも独立しています。運営委員は、その地域に居住するさまざまな人々によって構成され、その活動は無報酬のボランティアです。組織は大きく管理部門と事業部門に分けられます。管理部門は総務、経理、広報等の活動を担います。事業部門は文化、福祉、体育、環境に関するイベントを個別事業として年間を通して実施していきます。運営協議会メンバーは各館毎に幅はありますが40～70人くらいで構成されています。これ以外に、運営協議会が雇用する事務局がおかれています。事務局は事務処理や館の運営管理の実務を行い、事務局長（事務長と称する館もある）以下10数名のスタッフで構成されています。事務局メンバーは市の設定する報酬で雇用されています。

④財政

収入の大部分は市からの指定管理料で年間約1,600万円（1館毎）です。それ以外にイベントの参加費や喫茶収入があります。総予算のおよそ80%程度が人件費、館の保守管理費などで、運営協議会が行う事業費は150万円～200万円弱で、規模の大小はあるものの、いずれの館もおよそ20事業から100事業近い事業を実施しています。

⑤担い手の状況（役員及び参加者）

⁴ コミュニティセンターでは既に市が運営協議会に施設の管理運営を委託していましたが、平成15年6月に地方自治法が改正され、コミュニティセンターを含め公の施設の管理が従来の管理委託制度から指定管理者制度へ移行し、民間企業やNPO法人、ボランティア団体等様々な団体に使用許可等の行政処分も含めて管理運営を任せられることができるようになりました。これを受け、市は、運営協議会8団体をコミュニティセンター指定管理者に指定し、当初、平成18年4月～平成22年3月（3年間）で実施し、その後、平成22年4月～平成27年3月（5年間）で更新しています。（唐木田コミュニティセンターは平成23年1月に指定）

運営協議会メンバーの趣味や得意分野で企画されたイベントはおおむね好評で、多くの参加者が来館します。地域住民に好感をもたれ、親睦と交流を深める役割を果たしています。それ以上に担い手の運営協議会メンバー同士の連帯意識も強まっています。役員及び会長（代表）は経験が長い者が長期間務めることが多く、協議会内の調整役として機能している反面、新しい役員が生まれにくいという傾向があります。

⑥行政との関係

指定管理者制度になってから、運営については裁量権が若干増えおおむね良好です。行政との情報交換、意見交換についても円滑です。

⑦課題

コミュニティセンターの課題としては、以下のことが挙げられます。

- ・メンバーの高齢化、特定化が顕著で、新たな若い人が委員になかなか応募してこない
- ・事業件数の減少、質の低下、事故などが懸念される
- ・若い力や新しい発想を呼び込むような仕掛けが見出されていない
- ・高齢者を地域でフォローする観点から、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどとの連携や役割分担が不可欠となるが、運営協議会はコミュニティセンターの立ち位置を何処にとればよいのか、迷っている
- ・行政も入ってこの問題を整理する必要がある
- ・自治会・管理組合、老人クラブ・こども会、スポーツ・文化サークル、民生委員、青少年問題協議会、福祉団体及びその他地域のボランティア団体などの会議や活動拠点として使用されているが、それ以上の連携はあまり活発に行われていない
- ・コミュニティセンターが起点になって何かやろうとの企画は出るが、なかなか実施に至らない
- ・人材、財源を上手にコーディネートする必要がある

2 青少年問題協議会地区委員会

(1) 目的

青少年問題協議会には多摩市全体の視点で青少年の健全な育成活動や環境整備の課題と方策について調査検討することが掲げられています。またその中で、地区委員会は青少年問題協議会の施策に協力する地域組織であると位置づけられています。

(2) 設立経緯・変遷

地方青少年問題協議会法に基づき、各都道府県市町村に青少年問題協議会が設置されています。位置づけは、市の付属機関となっています。

(3) 事業（役割）

ヒアリングした地区の2委員会を例にとると地区委員会の主な仕事は以下の5点です。

①地域内にある関係機関や組織・団体との連絡調整の活動

地域によって委員会の回数や誰が参加するのかなど形態はまちまちですが、定例会が基本になっています。また、連携を取りたい管理組合・自治会などの参加は少ないものの、最近では参加してくれるところもでてきています。これからも地区委員会の認知度をあげ、参加してもらうためには、地域の中に進んで出ていき、ネットワークをつくることが大切であると感じていて、実践・努力しています。

②青少年をめぐる社会環境浄化に関する活動

他地区の委員や民生委員との情報交換もありますし、行政などが主導する行事・キャンペーンなどにも積極的に協力、参加しています。

③青少年の余暇指導や青少年団体の育成支援する活動

夏祭り・どんど焼き・キャンプなど各地区委員会ごとに趣向をこらし、歴史もある行事や活動を行っています。過去には老人会とのパイプがあって昔遊びの伝授もありましたが、現在は老人会が解散したため、実施されていません。また自治会・管理組合に協力してほしいのですが、役員は輪番制のような状況なので協力が得にくい現実があります。地域で行事することは、人集めが目的ではなく、顔つなぎをして年齢を超えた人の繋がりをつくるのが目的です。子どもだけ、保護者だけ、高齢者だけを対象に活動するのではなく、一緒になってできることがあると感じています。

④青少年問題に対する意識の啓発活動

地区委員会の広報紙の発行や、ポスターの掲示などで情報を伝えたりするなど、地区委員会ごとの工夫があります。

⑤その他、青少年の健全育成に必要な活動

上記の③に重なる部分がほとんどですが、地域の中に暮らす青少年が健やかに成長するように、見守りや声かけを地道にすることに協力を呼び掛けることなどもしています。

ここであげた5点の仕事の考え方にのっとり各地区で行っていますが、地域の問題は地域で、という意識が育ったり、様々な立場の人による情報交換ができる組織として優れています。また、身近にあるコミュニケーションの場として・大事な地域活動の場として・学区の子どもたちを守る「地域の目」として“知っていること”の役割を担っている組織としての存在意義は大きいものがあります。

(4) 組織運営・財政

地区ごとに違いはありますが、地域の学校・駐在・保護司・民生委員・体育指導員・青少年委員・PTA・児童館・学童クラブ・自治会・子ども会・地域有志などがメンバーとなって運営されています。

財源は市から各地区委員会に出される補助金で賄われています。

(5) 担い手の状況（役員及び参加者）

地区ごとに違いはありますが、長年地域で活動してきた年配者が継続して担っている地域が多いようです。世代交代をしたいけれどもなかなか進まない現実があり、高齢化などで地域の協力は全面的にはもらえていないのが実情です。また、組織化を好まない地区もあり、組織化・情報共有化が難しいところもあります。

(6) 行政との関係

青少年問題協議会は市の付属機関であり、青少年問題協議会と地区委員会は補完関係にあります。また、行政がそれぞれの地区委員会の活動を支援するという立場にあり、行政が定期的開催し、各地区会長が一同に会する会長会では、情報交換が行われ、情報共有や事業の共催について話をしたりする場にもなっています。従って、行政とのつながりは持ちやすい組織です。

(7) 課題

青少年問題協議会地区委員会の課題としては、以下のことが挙げられます。

- ・意識啓発の部分は現実には難しい活動である
- ・学区を越えた問題にどう対処するのが難しい
- ・学校側がどこまで情報をオープンにしてくれるのかで地域の反応が違う
- ・地域間の地域のズレ・考え方の違いは短期間ではなかなか解決できない
- ・自治会を分断してしまう学区の存在は一番のネックである
- ・自治会への加入率が低いことも地区委員会の認知度が低いことに影響している
- ・新築マンションなどは地区委員会に興味を持ってくれない
- ・自治会と管理組合には設立目的の違いもあり、地域への関わりを同様に求めるのは難しい
- ・コミュニティセンターの関わりがもう少しあるとよい
- ・地域の中で関わるきっかけ作りにはなるが、核にはなりにくい

(8) その他（要望）

- ・地区委員会を紹介する場を作ってほしい
- ・地区委員会と自治会・管理組合との関係はとても大切なので、情報交換として出してくれるだけでもよいので、行政がもう少し関わり、PRする場を作ってくれるとありがたい
- ・自治連合会と地区委員会会長会との交流があるとよい

3 自治連合会(自治会)

3-1 自治連合会

(1) 目的

多摩市内で自治活動をおこなっている自治会・町会・住宅管理組合の連合組織として、相互の親睦と連携を図りながら、地域全体をより良くすることを旨として設立された組織です。

(2) 設立経緯・変遷

多摩市自治連合会は、昭和40年に12自治会の代表者による「多摩市自治会連絡協議会」として発足しました。その後、昭和60年に「多摩市自治連合会」に名称を変更しました。加入団体は年々増加し、平成22年8月末現在で109団体が加入しています。尚、市内の登録されている自治会・町会・管理組合の数は190団体です。

(3) 活動

部会として自治会部会と管理組合部会があります。毎年の活動としては6月の総会、1月の新年情報交換会を始めとして、研修会や市政についての学習会、体育祭を開催しています。また、広報誌を通じての情報提供、および、自治会・町会・管理組合活動に対しての助成をおこなっています。

(4) 組織運営・財政

15人の役員により具体的な事業の計画が検討されていて、以前は役員には各団体の会長しかありませんでしたが、今は資格要件を広げ、各団体の会長以外の役員もいます。財政的には、加入団体の分担金とその他の収入をもって運営されています。

(5) 担い手の状況(役員及び参加者)

役員が15名のみで、あとは加入団体だけです。役員と会員団体の間に実戦部隊を作りたい希望がありますが、まだ進んでいません。

(6) 行政との関係

行政の中での位置付けが不明、市からの情報も自治連合会には届かないものもあります。市民活動支援課が、事務局として自治連合会の支援ができるかは、まだ模索中のようです。

(7) 課題

自治連合会の課題としては以下のことが挙げられます。

①自治連合会への加入を促進するには、自治連合会の魅力作りのための新たな事業展

開と、行政の支援が必要。

②組織上の問題として、役員 15 名だけで実戦部隊がないこと。

③行政から見た自治連合会の位置づけが不明確、市からの情報提供等でも問題。

3-2 自治会

自治会については、平成 20 年に自治連合会と多摩大学が連携しておこなった「多摩市自治会・町会・管理組合実態調査 概要⁵」に基づき、自治連合会役員及び多摩大学総合研究所から説明を受けました。これは市内の登録 190 団体の会長にアンケート用紙を送付し、回答のあった 110 団体の答えを集計したものです。以下の（１）～（５）はその調査結果から見えてきたものとしてまとめられたもので、各項目の①～③は、その項目に関係する質問に対する回答の上位 3 位を抜粋したものです。

（１）担い手の高齢化：リーダーの年齢は 60 歳代が 42.7%、50 歳代と 70 歳代が共に 18.2%で、50 歳以下は 15.4%でした。

・運営上の課題 ①役員の高齢化 ②役員のなり手不足 ③役員の負担が大きい

（２）地域の（潜在的）問題

・活動内容 ①清掃 ②防災 ③祭り

・直面している問題 ①放置自転車・不法駐車 ②建物の老朽化 ③ゴミの分別

（３）ネットワークの硬直化

問題には、会長・役員会が主体的に対処し、利用した資源は市役所・警察・消防といった公的機関が多く、NPOや企業との関係は見えてきません。

（４）住民動員力への再評価：それぞれの団体が行なっている活動の延べ回数、延べ人数を集計しました。

・延べ回数 ①清掃 490 回 ②防犯 368 回 ③緑化 303 回

・延べ人数 ①清掃 6,990 人 ②祭り 6,100 人 ③防災 3,590 人

月 420 回 4,600 人を動員、1 団体が月 2 回の活動という頻度、年間の延べ人数は 32,020 人、多摩市全体に推計すると 55,206 人となり、市民の 37%が活動に参加したことになります。

（５）自治連合会の役割：回答団体の加入率は 73.6%

非加入の理由は、単一の自治会・管理組合の活動で十分であり、特にメリットを感じないからというものが大部分です。

⁵ 多摩大学総合研究所自主調査

・自治連合会へ望むこと①行政への働きかけ ②加入団体同士の連携促進 ③運営へのアドバイス・相談

以上のようなアンケート調査の結果についての説明があり、その後の話し合いの中で、子供や高齢者への取り組みが話題となり、自治連合会役員の地元自治会の話が紹介されました。また、自治会等の役員が輪番制では1年交代で、発展性や他団体との関係が途切れてしまうという意見と、多くの人が自治会活動に関われるという利点もあるという意見が出ました。NPOやコミュニティセンターとの関係では、自治会で特定のNPOを立ち上げることは難しく、コミュニティセンターとの連携も現在のところ殆んど無いということでした。

4 社会福祉協議会

(1) 目的

社会福祉協議会は、「多摩市の社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉のまちづくりを推進すること」を目的とする、社会福祉法に基づき設置された民間の組織です。

(2) 設立経緯・変遷

全国社会福祉協議会は、昭和26年に任意団体として設置され、昭和48年に法人化されました。当時は、福祉関係団体の連絡調整が主であったため、住民との縁が薄いものでした。以降、平成2年の福祉関係八法の改正による「福祉施設」から「在宅福祉」という全国的な流れの中で、ホームヘルプサービス事業を在宅福祉の受け皿として手がけるようになり、その中で、平成12年の法改正では、地域福祉の推進役として法律上に明記されることになりました。

(3) 事業（役割）

平成21年度の主な活動内容をみると、以下のとおりです。

①地域福祉の推進

社会福祉協議会は、地域福祉のコーディネーターとして、市内の10コミュニティエリアごとに、地域福祉推進委員会またはコミュニティ懇談会（現在、市内10エリア中、地域住民懇談会2ヶ所、地域福祉推進委員会4ヶ所）、「ふれあい・いきいきサロン」の立ち上げを積極的に進めています。他に、出前講座や助け合い講座、ボランティア養成講座なども実施しています。

②市からの受託事業

市からの受託事業として、老人福祉センター、障害者福祉センター、通所介護事業、

在宅障がい者サービス事業、通所入浴サービス事業、コミュニケーション支援、生活安定化応援事業（平成 22 年度で終了）、すぎなの友生活訓練所等が挙げられます。

③基礎的事業

他に、社会福祉協議会は、各種資金貸付、共同募金運動、多摩ボランティアセンター、権利擁護センター運営、福祉団体の活動支援等を担っています。

（４）組織運営・財政

①組織運営

社会福祉協議会は、市民等から構成される会員制度を導入しており、事務局的な組織として、理事会（定員 15 名で社会福祉施設関係者等により組織）と評議員会（定員 40 名で自治会関係者や民生委員等の市民委員により組織）があります。その他に顧問 2 名、監事 2 名がいます。また、理事会と評議員会の下部組織として、4 つの部会（総務部会、広報広聴部会、イベント推進部会、地域福祉まちづくり部会）があります。

②財政

社会福祉協議会は、会費、共同募金、収益事業、寄付金などの自主財源と、行政からの補助金、委託金などの公的財源、各種事業の参加費等によって賄われています。ちなみに、平成 22 年度財政の 75%が市からの補助金もしくは受託収入です。

（５）担い手の状況（役員及び参加者）

地域活動に限って見た場合、社会福祉協議会は、コーディネーターとしての役割に重点が置かれています。しかし、地域に出ていく職員は 2 人だけで、実態としてどれだけやれているかは疑問です。

（６）行政との関係

社会福祉協議会は、民間の組織でありながら、①理事会や評議員会に行政関係者が参加し、地域福祉活動の推進に関する意見交換や情報交換を行ったり、②市が監理主体として、今後の方向性などについて適宜調整を行ったりしています。また、③社会福祉協議会の財政の多くは市からの補助金もしくは受託収入によって占められています。

（７）課題

社会福祉協議会の課題としては、以下のようなことが挙げられます。

- ・歴史がある組織なのに、生活の中で身近に感じない存在である
- ・狭い意味での福祉に限らず、地域の問題を取り上げ、地域主体でできる仕組みを作っていこうという姿勢は評価されるが、ただ、それが住民にどれだけ伝わっている

か、その活動は見えにくい

- ・行政からの補助金・委託金等の依存財源や職員派遣等があることから、自主的な活動をどう拡大するか問われている
- ・事業の主体がわかりづらい

(8) その他

- ・社会福祉協議会には、地域での利害関係の調整も含めた、アイデアの提供やコーディネートを担うコミュニティソーシャルワーカーなどの専門家が必要
- ・これから地域福祉を進めていくうえで、現行のゾーンディフェンスのやり方では困難なケースもあり、買い物に行けない人や腰が痛くて電球が替えられない人を地域としてどう支えていくか等のマンツーマンディフェンス的な地域福祉の仕組みの充実が求められている

5 ヒアリングからみえてきた課題

第1章で述べた課題に加えて、4つの団体・組織にヒアリングした結果⁶、次のような点を課題として挙げたいと思います。

(1) 存在そのものが知られていないこと

直接関わりがなく、地域に関心がない人たちには、社会福祉協議会のように歴史ある組織すら、生活の中で身近に感じることはありません。市民にとっては、社会福祉協議会の事業なのか、多摩市の事業なのかがわりにくく、特に関心を持つとしない人にとっては活動が見えにくい点もあります。

また、青少年問題協議会のように、高校生位までを対象にした組織に対しては、対象年齢の人が自分、もしくは家族に存在しないとなかなか知るチャンスはないようです。

一方、すべての世帯が対象となっている自治会への加入率は低いものの、~~「自治会」~~そのものは、全国的に同様の組織があることから認知度は高いといえます。どのような活動をしている組織かについても、具体的なことは知らなくてもおおよそのことは予想できます。

それぞれの組織が自分の団体の活動についての広報はしていますが、それがなかなか届かないという現状があります。存在を知らせることは地域に関心を持ってもらうためのきっかけづくりになります。しかし、意識啓発は現実には難しい活動です。

(2) 役員等の高齢化 人材不足

イベントなどへの参加はするが、自らが企画や運営をする側には立たない人が多い傾向があります。すべての組織において、若くて新たな人がなかなか関わってくれない現

⁶ 資料1 「コミュニティ組織の現状一覧表」 参照

状があります。コミュニティセンターでは、そのために事業件数の減少、質の低下、事故などが懸念されています。しかし、若い力や知恵を呼び込むような仕掛けが見出されずにいます。

自治会の役員については「輪番制」を採っているところが多く、多くの人が順番に経験し、地域のことを知るうえで良い点もありますが、1年毎の交代で自治会活動の継続性や発展性が無くなるとの指摘もあります。

自分が直接関わらなくても地域にとっては必要であるという組織は多く、なるべく多くの人たちに関わりをもってもらえるような仕掛けを作っていくことが必要です。

(3) 財源や行政との関係

行政からの補助金と委託金の占める割合が多い組織においては、活動の幅が制限されたり、依存度の高い組織運営になってしまうことが課題です。今後、自主財源の拡大を図るなどにより自立した組織運営を図ることが求められています。

一方、自治連合会は、市に事務局を置きながら、行政にとっての位置づけが不明確です。今後は、行政の支援を受けながら、自治会の自治連合会への加入促進、自治連合会の魅力作りのための新たな事業展開をおこなう必要があります。

青少年問題協議会のように自治会・管理組合との関係がとても大切な組織に対しては、行政がもう少し関わり、情報交換やPRする場を作ってくれるとよいのではないのでしょうか。

(4) 他団体との連携協力

コミュニティセンターの一番の利点は場所の提供等インフラが整っていることです。団体の会議や活動拠点として使用されていますが、それ以上の連携はとっていません。コミュニティセンターが起点になって何かをやろうとの企画が出ていても、なかなか実施に至りません。今後は高齢者問題がクローズアップされ、高齢者を地域でフォローする観点から、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどとの連携や役割分担が不可欠となります。

青少年問題協議会の場合には、特に学校との連携が大事で、学校側がどこまで情報をオープンにしてくれるのかで地域の反応が違ってきます。また、地域活動としては、コミュニティセンターの関わりがもう少しあるとよいのではないのでしょうか。

コミュニティセンターは、財源、人材を上手にコーディネートして行かなければなりません。社会福祉協議会との連携により、解決できる課題はあるのではないのでしょうか。

(5) 活動範囲

長い歴史のある社会福祉協議会では、サロン活動や高齢者の見守り事業等は弱者が中

心で、狭義の福祉という枠を出ていません。

一方、コミュニティセンターにとっても、運営協議会はその立ち位置を何処にとればよいのか、迷っています。

青少年問題協議会では、学区を越えた問題への対応、自治会と異なる地域割りにより、対象とする活動地域が揺らぐ現状もあります。こうした組織の立ち位置については、行政も入って整理していかなければなりません。

第3章 コミュニティ自治の今後のあり方と検討事項

1 「なんらかの仕掛け」が必要

各組織のヒアリングを始めるにあたり、第1章3(1)今後のコミュニティ組織の方向性にあるように5つの形態を事例として掲げています。

大きく分けると、

- ① 既存の組織を基盤にする
- ② 新しい組織をつくる
- ③ 組織は作らず必要な時に連携する

の3つになりますが、ヒアリングの結果から、いずれの既存組織も、すでに活動や事業が飽和状態になっているため、新たな役割を差し込むことが困難であることがわかってきました。

そこで、①ではなく、②または③をヒアリング後の議論の中心に据えて議論を重ね、コミュニティ自治を推進していくためには、新しい「なんらかの仕掛け」が必要であるという方向性を導き出しました。

もちろん、「仕掛け」=「組織」ではありません。委員間でも、新しい組織をつくることへの迷いはあり、あくまでも仮に新しい組織を作った場合にはどのようなことが課題になるだろうかということについて議論を進め、そこから、具体的な仕掛けについての提案をまとめることにしました。

また、他市の事例を知ることや、市長自身から公約である「(仮称)地域委員会」についての説明を受けるなど、委員の経験や知識だけで考えるのではなく、多摩市の現状を客観的にとらえることに努めました。

こうした経過をたどりながら、今期の自治推進委員会としては、第4章に記述した段階的な手順を経て、コミュニティ会議という組織をつくることを提案します。

そこで、既存の組織を基盤とせず、新しい組織コミュニティ会議を設置した場合を想定し、第3章にあるように具体的なイメージについて議論を深めました。

以下では、自治推進委員会として検討した事項について述べるとともに、参考とすべき方向性を示します。ただ、第4章で述べるように、まだまだ検討が必要な部分も多く、行政はこれらを参考にしながらコミュニティ自治のあり方を市民に示す必要があると考えます。

2 区域について

各地域にコミュニティ会議を作る場合、まず入り口問題として、対象とする区域について考えなくてはなりません。

本来、市民活動は行政区など決められた領域を越えて、あたかも鳥の様に自由に行き

来し活動するものです。

しかしコミュニティ活動を考える場合には、日本人の特性として、キチット区域を決めてもらってその中でアイデンティティを築き、活動したいものではないでしょうか。

一方、現状において、小中学校の統廃合に伴う青少年問題協議会地区委員会の担当区域変更、コミュニティセンターエリアの重複区域（グレイゾーン）などがあり、それぞれの該当地区の住人に見れば区域を決めるということはとても大きな問題だといえます。

そこで、新規に区域設定をするのではなく、住民にとって負担感が少なく、コミュニティ会議を活発に運営できる区域はどのようなエリアなのかを考えてみました。

現在多摩市内には、下記のようないくつかの区域があります。小さな区割りから大きな区割りに並べてみると、

① 自治会・管理組合、②小学校区、③中学校区、④コミュニティエリア⁷となります。

コミュニティ会議がどのような役割を担うかということを整理する必要がありますが、役割の一つとして、地域に浸透している先発既存団体や地域活動の調整役になることを考えると、10 エリアにわかれている④コミュニティエリアの規模が適当な大きさではないでしょうか。将来、地域が自治権を持って、まちづくりを進めていく場合も、コミュニティエリア位の規模が適切と思われます。

また、現在多摩市社会福祉協議会が平成13年より10年計画で進めている「地域福祉活動計画」で定義されている10地域もコミュニティエリアと合致しています。そこで、コミュニティ会議を作る場合には、多摩市社会福祉協議会との連携に配慮する必要がありますでしょう。

自治推進委員会としては、まず、市が、現在のコミュニティエリアの地境をはっきり定義することを要望します。そして、そのエリアをコミュニティ会議のエリアとして活用したいと考えます。ただし、地境を決定する時には、一方的に行政が決めるのではなく、地域住民の要望を重視し、謙虚に耳を傾け、柔軟な姿勢で臨む必要があります。

3 組織について

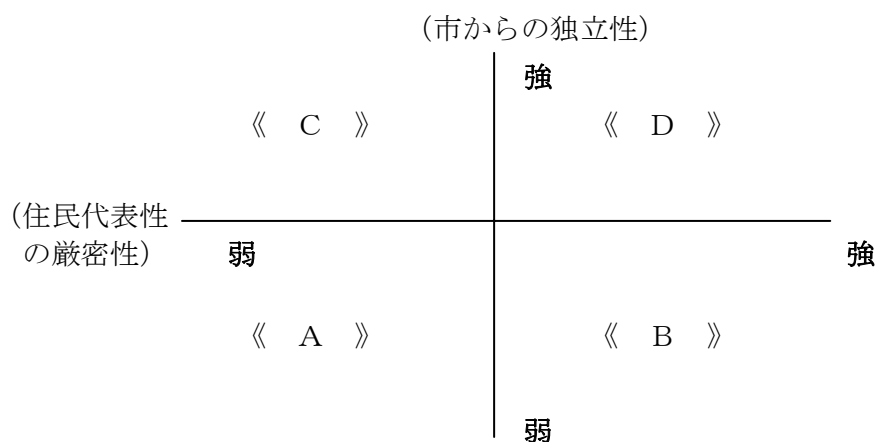
地域生活の現場では、様々な身近な課題に対して、地域に根差した複数の組織が精力的、かつ多様な活動を展開しています。しかし、相互に連絡調整が図られているわけではなく、そういう機能を果たするという組織もないのが現状です。本委員会においても、多摩市のコミュニティ自治の推進にとっては、全体を統括したり、総合調整できる何らかの仕掛けが必要であるとの共通の認識が示されています。

以下では、多摩市に合ったコミュニティ自治のあり方を考えていく上で、コミュニティ会議をどういうものにするか、その組織をどう位置付けるかについて検討してみよう。

⁷ 資料2「ゾーニングの考え方」参照

(1) コミュニティ会議の具体的な位置づけ方法について

コミュニティ自治を支える新たな組織として、コミュニティ会議の具体的な位置づけ方法については、「意思決定機関にするか」、「協議だけする機関にするか」、「提案する機関にするか」、「アクションを起こして何かする機関にするか」、また「権限や財源を与える法制度的なものにするか」、「単に役割としてつながっているものにするか」、他に「機関型にするか」、「団体型にするか」等の様々なパターンが考えられますが、ここでは、「住民代表性の厳密性」と「市からの独立性」という二つの基準の強弱で、以下のように4つに分類し、多摩市に合った新しい組織のあり方について検討します。



《A》 厳密性 弱 独立性 弱 (機関型)

まずA案は、厳密性は弱く、独立性も弱いもの(機関型)で、地方自治法第138条の4第3項による執行機関の附属機関(諮問機関)として、条例で設置するものです。市長の諮問機関であり、その構成員は選挙ではなく、市長が任命することから、厳密な意味での住民代表性は欠けるが、一定の緩やかな代表性、正統性は担保されるものと考えられます。

《B》 厳密性 強 独立性 弱 (機関型)

B案は、厳密性は強いが、独立性は弱いもの(機関型)で、法人格を持たない地区の議決機関として、住民の直接選挙で選出したメンバーから成るコミュニティ会議を置き、その議決が市(市長や議会)に対して一定の拘束力を有することになります。選挙を経ることによって厳密な意味での住民の代表性、正統性が獲得されることとなるので、基本的には当該地域において一定の拘束力を持つものと考えられます。

しかし、コミュニティ会議に選挙制を導入することについては、そもそも14,000人程度の人口規模のコミュニティセンター・レベルにおいて、選挙で選ばれる代表機関を持つことがコミュニティ自治のあり方として妥当なのかどうかを検討する必要があります。

ます。

さらに当然手間もコストもかかりますが、コミュニティ会議をあくまでもコミュニティ・プラットフォームのような団体の一つとしてみた場合、選挙により制度化するためには一定の法制度の改正が必要になります。

《C》厳密性 弱 独立性 強 (団体型)

C案は、厳密性は弱い、独立性は強いもの(団体型)で、当該地域の住民の大多数が任意に構成員になっていることを前提として、地域を基盤とする多様な団体からの推薦を受けた者や公募による住民を首長がコミュニティ会議の役員として任命することにより、厳密な意味での住民代表性はないものの、首長が条例に基づき、認定(認証)を行うことによって、一定の住民代表性を認めるものになります。なお、選挙を経ずにコミュニティ会議を制度化した場合、緩やかな代表性、正統性を根拠に、拘束力を持たない勧告権や意思表明権は権限として付与されると考えられますが、拘束力を持つ同意権や審議決定権は付与されないと考えられます。

《D》厳密性 強 独立性 強 (団体型)

D案は、厳密性が強く、独立性も強いもの(団体型)で、自治体と同じく、当該地域の住民は自動的にその構成員となるような法人格を持つ団体としてコミュニティ会議を制度化するものになります。選挙によって選出した代表から成る意思決定機関または住民総会を有します。その決定は、厳密な意味での住民代表性を有します。ただ、この方法を制度化するためには地方自治法の改正を行い、法上の特別地方公共団体とすることが必要です。

上記の類型から、現行の法制度のもとでできるものとしては、A案とC案が考えられます。これはまた、法律に基づくもの(例えば、地方自治法上の地域自治区の導入)、条例に基づくもの(諮問機関)、要綱に基づく任意団体というやり方の切口(そもそも法としての関与の度合いは当然、法>条例>要綱)と、もう一つは実際に条例になった場合、市長の附属機関として設置するか、または市から独立したものとして首長が地域住民を代表する団体として認証又は認定するものとするかというやり方が考えられます。

ここで新しい組織を設置する際には、「新しい組織を作ると、また会議が増えるだけ」で、「既存組織の委員をしている人たちの負担がさらに増えないか」、「新しいものを作っても、(趣味の域を超えたくない)コミュニティセンターと同じようになるのではないか」、「既にある組織の傘下に入ることにならないか」、「行政から言われたことをそのまま行う単なるパイプ役で終わらないか」等について十分留意する必要があります。

また、どのような組織が必要かという点について、本委員会では、「住民の誰もが参

加できる」、「多くの人に参加しやすい」、「多くの意見を吸い上げることができる」、「相談に行きやすい」、「意見が出やすい」、「随時発言できる」といったことを可能とする新たな仕掛けや組織が必要であるとの意見がありました。

これらを踏まえた場合、コミュニティ自治推進の観点から、多摩市では、厳密な意味での住民の代表性は欠けますが、団体型で独立しているC案を基本として組織を作っていくことが考えられます。

4 委員・報酬について

コミュニティ会議は地縁に根ざしたもので、委員会を運営し、動かしていくためには中心人物だけでなく、さまざまな関わりを持つ人材が必要です。地域に住むすべての人たちが、なんらかの役割を持ちながら地域を作っていくことが理想ですが、無関心な人や、権利を主張するだけの人もいることは確かです。地域住民の意見を幅広くくみ取り、これを地域の総意として集約し、適切に表明していくことのできる垣根の低い組織をつくることのできる人が委員としてもふさわしいのではないのでしょうか。そうした種々の考え方を持つ人たちが委員になることで、地域の活性化につながることを期待できるものの適切な人材をどのように発掘していけばよいのでしょうか。従来の既存団体で活動してきた人が、そのまま横滑りで委員長（会長）になるようでは地域の活性化は望めません。そういったことを排除するしくみを工夫することも重要です。また、若い人たちが委員になってくれる方策も大事です。

委員の選び方には、

- ①公募で全員なってもらう
- ②立候補して何らかの形で人選する
- ③既設の団体推薦

等が考えられます。①はコミュニティセンターが行っている運営協議会委員と同じ方式です。②は候補者を住民が信任投票するのかどうか、ということを考えねばなりません。③は既存団体の力を地域コミュニティに生かします。

本委員会でヒアリングをおこなった団体・組織から、しばしば出てきた言葉は「世代交代」「若い人たちの参加」でした。また、就任期間の長い役員がいる組織では、なり手がいないという理由だけではなく、人柄によって長期間役職から離れられないというケースもあることがわかりました。多くの人たちに関わりを持ってもらう組織にするためには、仕組みや、役員の人選、任期については、それぞれの地域の事情にあった柔軟なルールづくりが必要になってくるでしょう。また、団体には所属していないが、自分の暮らす地域のことが気になるし、関わってみたいという個人の思いや知識を受け入れることで、新しいネットワークの構築につなげることも大切です。

委員への報酬は、自分たちの住む町を自分たちで住みやすくしていくという考え方に立てば当然、無報酬でしょう。ただ、「私たちはボランティアだから～」「私たちはお金

をもらっているわけではないのに～」という言葉もヒアリングの中でよく耳にしました。自分が住む町とはいえ、自分だけが住んでいるわけではない。主張ばかりして行動しない住民もいる中で、プライベートな時間を使って地域のために汗を流していることにむなしさを感じることもあります。楽しい行事への参加はするが、運営する側に入って手伝おうとする人がなかなか増えていかないことも指摘されました。裏方に参加してこそ、地域に馴染むことができ、住みやすい環境を整えることができること、お金には代えられない価値が地域のつながりの中にあることを、活動している人たち自身が自覚し、周りの人に伝えていく事が大切です。仕事や家庭の事情で裏方として参加することができにくい人たちが、裏方の大切な役割を知ることで、感謝や高い評価するようになり、委員として活動に対する満足度は高くなっていくものと思います。

現在、地域活動をしている人たちの主張は「ただ働きではなく、報酬がほしい」ということでもなく、「自分たちの活動に関心を持ち、理解してもらいたい」という思いではないかと察しました。

再度、報酬について考えてみましょう。完全にボランティアであるという考え方もありますが、基本的には無償でしょう。ただ、自分の為でなく、地域みんなのために時間や知恵や汗を出している人に対して、地域住民としてご苦労様の意味を込めて多少の金額を支払う事は、報酬とは別の意味で考えてみてもよいと思われれます。

5 役割・予算編成について

コミュニティ会議の役割として、地域での暮らしの中で起こる様々な問題に対処する役割と、そこに暮らす人が安全に安心して暮らせる地域を作る役割の2つがあります。そのために地域の意見をまとめ

- (1) 地域で起こる問題を自分たちで解決すること
 - (2) 市政等に対してその意思を提言すること
 - (3) 地域の人たちの親睦を深め、コミュニティを維持し、発展させること
- という重要な役割を負っています。

実際に取り組む業務内容としては以下のようなものが考えられます。

- ①防災・防犯や地域福祉への取り組みなど、地域での課題を見出し、自分たちで解決方法を考えて実施する。その他にも、子育て支援や青少年育成等の課題も考えられる
- ②市の総合計画、地域福祉計画、まちづくり条例などの行政計画、条例等の意思決定に参加し、地域の意見をまとめて、提案をしていく
- ③地区内の公共施設の有効活用、道路・街路灯・下水・公園の管理、ごみ問題やまちの美化など、地域に密接に関係する行政の事業について意見を述べ、または自分たちでその事業を行なう
- ④文化・スポーツ・レクリエーション活動など、地域の交流・親睦を図るための事業を計画し、実施する。また、住民相互の連絡や広報などによる情報の発信を行なう

⑤以上の業務を円滑に行なうため、地域内外の各種団体と連携協力し、そのために、相互の連絡調整の会議などを主催する

コミュニティ会議が、これらの働きをするためには、そこに住む多くの人たちの参加が必要です。住民の主体的で持続的な地域活動こそが、地域自治の源、それを吸上げ、まとめ上げて行くのがコミュニティ会議の役目です。「自分たちが暮らすところを、皆が安心して暮らせるところにする、それを自分たちで考え、実行する」という大きな役割を負うコミュニティ会議に、既存の枠の中だけで役を割り付けず、新たな視点で新たな方法を生み出すような仕組みを考えていきたいものです。

予算の編成については、コミュニティ会議の組織の位置づけ、規模により決定されるものと考えます。住民の代表性が厳密に確保され、意見の集約に正当性が保障されたコミュニティ会議が、自分たちで各種の事業を行なう組織の場合は、ある程度大きな予算編成権を認めるようにします。逆に市からの独立性が薄く、自分たちで事業を行なわない組織のときは、その組織の運営費の補助で十分と考えられます。

例えば、上記のような各種の事業を行なう組織では、

- ①「地域事業枠」として市の予算の一定額、例えば市民税の1%（額については十分な議論が必要）を配分し、自分たちが決定した用途、基準により執行できるようにする
- ②特に大規模・長期的な事業については、コミュニティ会議が、予算を提案し、市（長）の一件審査、市議会の議決を経て、事業化が認められるようにする
- ③運営費については、市が補助または負担するという考えもあるが、広報活動費や、地域内の市民の自主的活動への支援費と共に、先の「地域事業枠」の予算に入れることも考えられる。

予算についても補助金といった従前の枠にとらわれず、コミュニティ会議の自由な裁量（もちろん明確な根拠は必要）で、提案執行できるようにすることも考えられます。

6 事務局について

コミュニティ自治を進めるためには、拠点としての「事務所」、機能としての「事務局」の存在は欠かせません。

では、多摩市ではどう考えていくのがよいのでしょうか。

まず事務所の拠点としてはどのようなところが考えられるのでしょうか。市内11館構想、行政主導でつくられてきた（未完あり）コミュニティセンターはハード・ソフト共に満たされている存在であること、包括範囲としては一館当たり14,000人弱であること（現在は15,000人程度、本来は顔の見える・存在のわかりあえる包括人数であることが望ましいという意見もあります）、現在その存在が地域住民に認知されていることを考えるとコミュニティセンターは、拠点としては妥当ではないかと考えました。各

地域の人々が趣味の場として集い、地域活動の拠点として行政やたくさんの委員の方々も利用しています。事務所の拠点としての箱物があることはコミュニティ会議のスタートには欠かせない条件だと考えました。

次に事務局の担い手としてはどのような方々が考えられるのでしょうか。

現在のコミュニティセンターの設立趣旨には「地域問題解決型コミュニティを作ってください」とのアドバイスがありますが、実際には各地域のコミュニティセンターではその機能、意識が十分に感じられる状態にあるとはいえません。その意味での前向きな取り組みを期待することは難しいのが実情です。

コミュニティ自治を進めるにあたっては、地域の多世代・多組織の意見を吸い上げて、横の連携をとっていくこと、問題・課題内容を振り分けること、などの仕事内容を考えると、事務局の担い手としての仕事は大変必要であり、重要であると言わざるをえません。こうした仕事内容を考えると本来、コミュニティ会議の事務局には、住民が自主的組織として運営することが望ましいのだと考えます。けれども現実には自主組織だけでは運営が難しく、まだ行政の関わりが必要であると考えます。しかし、その行政の関わり方もいくつかあります。

- ①常駐型として、常に行政の担当者がある
- ②オブザーバーとしての行政担当者がある
- ③行政担当者が事務局を担当する、という考え方です。

行政が事務局に当たることは「上から降ってきた」感が出る心配もあります。しかし、行政の事務局担当者以外にも実務的担当者を市民からも採用配置するなど、有償雇用し、地域雇用の促進にもつなげられるのではないかと、また共に仕事をする中で情報を共有できたり、地域活性化のチャンスととらえることもできるのではないかと幅広く期待できることもあったと考えました。また、③事務局にではなく、行政内のコミュニティセンター担当部署に「地域担当」を置く、という考え方もあります。これは既存の組織の連携を強化する形での対応といえるでしょう。地域担当になった行政の方々に事務局の仕事の一端を担っていただくという考え方です。これらの方式のいずれがふさわしいかはコミュニティ会議の扱う業務の内容や地域の実情によって選択する必要があるでしょう。

事務局が必要となり、専従の事務作業が必要となれば、人件費は有償化することが望ましいと思います。有償の考え方の中には地域内雇用という考え方も入るでしょう。

コミュニティ自治は市民だけの力でできるものではありません。いずれにしても、今の多摩市民のコミュニティ自治推進には、事務方としての行政の存在は“まだまだ”必要であるといえます。市民と行政が“共に担っていく”事務局の形を第一歩として開始していくことがスタートラインだと考えます

第4章 今後の多摩市のコミュニティ自治への提案

～コミュニティ会議の設立を目指して～

コミュニティに関する制度と住民の意識はどちらを優先すべきでしょうか。制度の利用者である市民の意識の高まりは非常に大切です。しかし、意識が高くなっても、それに応じた仕組みがなければ単なるおしゃべり会で終わってしまいます。逆に、制度があれば、市民の話し合いによって問題を解決できるという現実を示すことができ、市民の意識が高まっていくことも期待できます。つまり、制度と意識は相互作用を持つと考えられます。そこで、制度を導入する前にできるだけ意識を高める努力が必要ですが、意識が成熟していないことを理由として制度づくりを遅らせるのではなく、一定の段階で制度をつくり実績を見せることによって、さらに意識が高まることも期待できると考えます。その制度こそがコミュニティ会議の設立であり、自分たちの地域を自分たちのセンスで住みやすい場所にすることができる仕掛けということになります。

本委員会では、多摩市におけるコミュニティ自治に関して検討するとともに、コミュニティ組織のあり方について提言を行ってきました。しかし、地域の実情が異なる中で、コミュニティ組織を一斉に立ち上げることは多少の無理があると考えられます。実際に多摩市でコミュニティ組織を立ち上げるには、どのような手順を踏むのが良いでしょうか。

- 第一段階：地域の課題を発見し共有化する懇談の場を設置し、市民の意識を醸成する
 - 第二段階：地域の課題を協議し、その解決に向けて活動を行う自治組織を作る
- という2段階の取り組みが必要だと考えます。その詳細は以下のとおりです。

1 第1段階 地域の課題を共有化しよう ～コミュニティ懇談会の設置

組織では、そこを担う市民の存在が不可欠です。その担い手を養成するという点も考慮して、突然、地域の中に「組織を作りましょう」ではなく、まず、どんなことが地域の課題なのかを共有化するコミュニティ懇談会を設置するところから始めましょう。

この懇談会は、誰でも自由に参加できるものとするのがふさわしいでしょう。これによって、団体の代表とその地域に住んでいる個人が同数程度だと見えにくかった課題が表に出てくるのではないのでしょうか。個人での参加を呼び掛ける方法として公募だけではなく、無作為抽出法で参加協力の依頼をしていくことも一策としてあげられます。

では、だれが呼びかけをしたらよいのでしょうか。呼びかけの主体は多摩市ということになるでしょう。しかし、単に行政だけからの呼びかけではなく、事前に地域コミュニティをコーディネートすることができる「地域コーディネーター」を養成し、両者が懇談会の設置や地域の課題抽出を協力して実施することが考えられます。そのため、市では、地域活動を担っている方々と協力して、「地域コーディネーター養成講座」(仮称)を開設し、広く市民の受講を呼びかけるとともに、受講後は、上記のコミュニティ懇談

会の開催について協力を得ることが考えられます。

一方、市民にはコミュニティ自治に関心がない人たちも多数います。そこで、懇談会としてどのようなことが地域の課題なのかについてのアンケートを取るなど、市民の意向を吸収することが大切です。この場合にも、無作為抽出法を用いることで、できるだけ多くの人たちの声を集めることができるのではないかと考えます。

コミュニティ懇談会設置にあたっては、何よりも設置前に地域は自分たちで作っていくという機運の盛り上がりが必要です。そこで、地域コーディネーターの養成、アンケートの実施といったことを広く市民に知らせることが、地域コーディネーターとは何だろう、どんなことをする人たちなのだろうか、地域の課題についてのアンケート調査をするようだ、調査結果はどんなふうだったのか、アンケートに回答してみようというように、コミュニティ自治について気に留める人、関心を持つ人を増やしていくきっかけにつながると思われます。

そして、懇談会では、地域の現状や課題を抽出して、「地域カルテ」（仮称）をつくることも考えられます。ある時期までにこうした成果物をつくるという目標を設定することによって、懇談会そのものも充実したものになると思われます。

そうした話し合いのうえで、第2段階に向けて、その地域においてコミュニティ会議が必要なのか、必要だとすればどういう組織として役割を持たせるかなどを検討します。当委員会では、第3章でコミュニティ組織のあり方について検討し、一定の提言をしました。これを踏まえて多摩市においていくつかのモデルを提示することが考えられますが、最終的にはそれぞれの地域で決定すべきだと考えます。

ただ、懇談会は、あくまでも地域にどのような課題があるかという話し合いの場です。課題が見えてくるとそれを解決するための行動が必要になりますが、この行動を行うのは第2段階のコミュニティ会議になります。そこで、こうした話し合いだけなら、新しい組織を作らずに既存の組織で実施すればよいと考える地域もあると思われます。これまで既存の組織になじみがなかった市民に広く参加してもらうには、新しい場を設定した方が効果があると考えますが、地域によっては、既存の組織を活用して、上記のような話し合いを行ってもよいでしょう。

2 第2段階 地域課題への取り組み ～コミュニティ会議の設立へ

以上の第1段階でコミュニティ会議の設置が必要だということになった地域では、第2段階で実際にコミュニティ会議を立ち上げ、運営していくことになります。コミュニティ会議のあり方については、第3章で検討し、一定の提言をしたところですが、再度まとめるとすれば、次のとおりです。

前述のとおり、コミュニティ会議のあり方は最終的にはそれぞれの地域で決めるべきですが、そのためにはいくつかの「モデル」ないし「たたき台」が必要でしょう。本報告書も、そのひとつを示したものですし、今後、これを踏まえて市においてもコミュニ

ティ組織のモデル・たたき台を作成して提示していただくことを期待しています。

【コミュニティ会議の概要】

(1) 区域について

原則として、市内 10 地区のコミュニティエリアをコミュニティ会議のエリアとする。既存団体の調整の役割も視野において、地境は地域の声を入れた柔軟な姿勢で臨むのが良い。

(2) 組織について

コミュニティ会議は、地域の誰もが立ち寄れ、アクセスできる、開かれた公共の場として、厳密な意味での住民代表性はないものの、緩やかな代表性、正統性を根拠に、拘束力を持たない勧告権や意思表示権等の権限を持つとともに、行政からの独立性が高いもの（団体型）とする。

(3) 委員・報酬について

委員は公募、立候補、既存団体推薦を取り混ぜ、コミュニティ会議ごとに地域にあったルールをつくる。地域団体に所属していない人や、地域活動の経験が少なくても委員になれるような仕組みが重要。委員は原則的に無報酬だが、若干の金銭も含め、委員の活動を住民が認めてあげる仕組みはあってもよい。

(4) 役割・予算編成

地域で暮らす人達が安全で安心して暮らせるよう、地域の課題を拾い上げ、自分たちで解決し、または行政に提案する。そのために例えば(1)地域の防犯防災活動や地域福祉への取り組みや(2)市の総合計画、まちづくり条例などの行政計画、条例等に対する地域の意見をまとめて提案などをする。また(3)地域の交流や親睦を図る事業の企画実施や各種の情報発信も必要になる。「地域のことは地域で」といった前提に立ち、従前の補助金といった枠に捉われない、一定の予算の編成権・執行権を持たせるようにする。つまり「ひもつき」でない、ある程度の額の予算を自由な裁量で使えるようにする。ただ、その予算規模については、最終的に決まったコミュニティ会議の性格や役割により決められる。

(5) 事務局

コミュニティセンターの一角を事務所とする。専従の事務局員が必要な場合には有償で雇用する。住民自主組織が望ましいが、行政の関わりは必要で、その方法には①行政常駐型、②行政オブザーバー型、③行政＝事務局型の3つが考えられる。

以上のように第1段階、第2段階を経て、コミュニティ会議を設立するというシナリオですが、こうした新しい組織の必要性を認めない人が多い地域もあるでしょう。

しかし、本委員会では、多摩市のコミュニティ自治を進めていくために、不可欠な仕掛けがコミュニティ会議であると想定し、議論を深め、提案に至りました。

本委員会では、市内のコミュニティ団体、組織だけではなくいくつかの自治体の地域組織の実情を聞くことができましたが、どこの自治体でもその地域性、その歴史があつての組織作りでした。一方、多摩市は他市に先駆けて自治基本条例を作り、市民、行政両方がコミュニティ自治に熱心な自治体です。そこで、ここでもう一度自治基本条例を制定したころの想いを確認しあい、市民一人一人が自分たちの住んでいる地域、多摩市を住みやすく、いつまでも住み続けたい街にするための努力を加速させたいものです。

ところで、今まで全市民の方々にこの意識があつたでしょうか。そして、市民だけの組織でコミュニティ会議を担っていくだけの力があるでしょうか。残念なことにまだ全ての市民にはない、と言わざるをえません。今少し、市民一人一人の意識改革が必要です。

あとがき

おりしも、本報告書のまとめの時期に東日本大震災が発生しました。その影響で、私たちは、計画停電や節電といったこれまでとは違った環境での暮らしを始めています。

被災地とは比べものにならないほどの小さな不自由ですが、この不自由さがあるからこそ、平穏な暮らしのありがたさ、住んでいる地域のことなどを考えるきっかけになるのではないのでしょうか。

私たちは決して一人では生きていけません。多くの人たち、とりわけ、ご近所の人たちには多かれ少なかれお世話になっています。個人にはそれぞれ欲望があり、ライフスタイルの基準も様々です。でも、狭い地域の中では、だれもが暮らしやすい独特のルールがあり、街づくりがあって当然です。それを作るのはそこに住んでいる人たちであり、決して一人でできることはありません。

被災地では、そこに住み、そこで事業を営んでいた人たちが自立を目指して復興への道を歩み出そうとしています。隣近所、友人、自治会、コミュニティ、さらに行政に助けを求めたり、サービスを要請したりしながら、自治活動の原点に立とうとしています。

さて、多摩市ではどうでしょうか。私たちは行政のサービスを受け取る側に立った「お客様」である事が多いようです。権利ばかりを主張して、～してもらふ事は当然の権利、市行政は仕事（義務）なんだから・・・とっていませんか。本来は住民の自治意識が大切であり、市民自らが動き出すことが必要なのです。

食の問題から発した地産地消という考え方は、今やあらゆる分野に広がろうとしています。この震災で電力の地産地消もささやかれました。すべてをコミュニティの中で循環させようというのは所詮無理ですが、震災は私たちにコミュニティ自治の大切さを教えてくれているのです。

本報告書が、行政に向けた提言になるとともに、市民自治の推進を考え、行動している方々だけではなく、広く多摩市民の方々がコミュニティ自治を考えるチャンスになれば幸いです。

なお、この報告書作成に当たりご尽力いただいた多摩市ならびに、ヒアリングに際し貴重な時間を割いていただきました関係者の方々に、厚くお礼申し上げます。

第三期多摩市自治推進委員会

コミュニティ組織の現状一覧表

資料1-1

| | コミュニティセンター | 青少年問題協議会 | 自治連合会 | 社会福祉協議会 |
|---------|---|---|--|--|
| 目的 | 「コミュニティ活動がまちづくりの基本であり、力となる」という認識にたち、地域ごとに市民のエネルギーや創造が生き、その地域の特性に合った活動の場となるように設置された施設である。施設に関しては構想づくりから運営までを住民参加で行い、コミュニティ活動発展のきっかけとして、現在も進行中である。 | 多摩市全体の視点で青少年の健全な育成活動や環境整備の課題と方策について調査検討すること。地区委員会は青少年問題協議会の施策に協力する地域組織である。 | 多摩市内で自治活動を行っている自治会・町内会・住宅管理組合の連合組織として、相互の親睦と連携を図りながら、地域全体をより良くすることを目指して設立された組織。 | 「多摩市の社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発展及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉のまちづくりを推進すること」を目的としている。社会福祉法第109条に基づき設置された民間の組織。 |
| 設立経緯・変遷 | 根拠となる条例は「多摩市立コミュニティセンター条例」で、平成3年に実施された。市は運営協議会に管理運営を委託していたが、平成18年より指定管理者制度に移行した。平成23年には8館目の唐木田コミュニティセンターがオープンした。 | 地方青少年問題協議会法に基づき、各都道府県市町村に青少年問題協議会が設置されている。位置づけは、市の附属機関となっている。 | 昭和40年「多摩町自治連絡会議」として発足。昭和60年に規約の一部改正をして「多摩市自治連合会」と名称変更。多摩ニュータウン地区に配慮し、自治機能を持つ管理組合の加入促進を図る。平成22年現在で多摩市登録の自治会・町会、管理組合190団体中の109団体が加盟している。 | 昭和26年に任意団体として設立され、昭和48年に法人化。平成18年の社会福祉事業法から社会福祉法への改正で、社会福祉協議会が地域福祉の推進役として法律の中に明記される。平成20年、自主財源確保が課題となり、「事業型社会福祉協議会」から「地域支援型社会福祉協議会」への転換が迫られる。 |
| 事業（役割） | <ul style="list-style-type: none"> ・事業部門は文化、福祉、体育（健康）、環境などの部会に分かれてそれぞれ好きな、また得意分野の協議会委員で構成 ・各部会で立案されたイベントは、個別事業として、総会で承認後、年間を通して100近くの事業を実施する。さらにこれ以外に全館事業としてのお祭り等も実施 ・運営協議会メンバーは各館毎に幅はあるが50~100人くらいで構成 | <p>地区委員会の主な仕事は以下の5点である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内にある関係機関や組織・団体との連絡調整の活動 ・青少年をめぐる社会環境浄化に関する活動 ・青少年の余暇指導や青少年団体の育成支援する活動 ・青少年問題に対する意識の啓発活動 ・その他、青少年の健全育成に必要な活動を各地区で実施 | <p>主な事業はつぎのとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員相互の親睦と連携を図るための事業 ・会員相互の活動、運営、情報の交換、交流等に関する事業 ・地域の対話促進と環境改善に関する事業 ・地域福祉の促進と地域づくりに関する事業 ・地方自治の発展に関する事業 ・その他本会の目的達成に関する事業 <p>平成20年度の主な実績としては加盟自治会・管理組合が実施する事業の活動費の一部助成や視察研修、広報誌「自治連たま」発行など</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・多摩市社会福祉協議会の平成21年度の主な事業として、地域福祉推進委員会またはコミュニティ懇談会、「ふれあい・いきいきサロン」、出前講座や助け合い講座、ボランティア養成講座など ・多摩市からの受託事業として、老人福祉センター、障害者福祉センター、通所介護事業、在宅障がい者サービス事業、通所入浴サービス事業、コミュニケーション支援、生活安定化応援事業（平成22年度で終了）、すぎなの友生活訓練所など ・基礎的の事業として、各種資金貸付、共同募金運動、多摩ボランティアセンター、権利擁護センター運営、福祉団体の活動支援など |

コミュニティ組織の現状一覧表

資料1-2

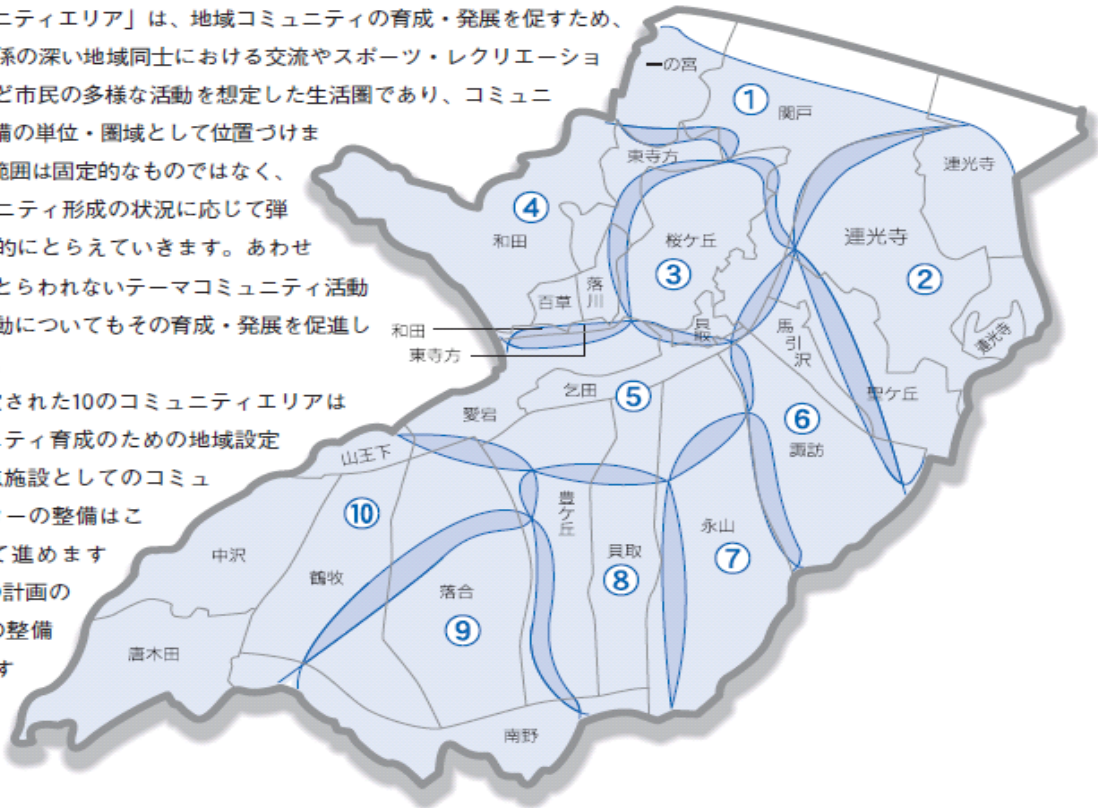
| | | | | |
|------------------------|--|---|---|--|
| <p>組織運営・財政</p> | <p>市内8箇所にあるコミュニティセンターの各運営協議会は、市の指定管理者として管理運営を任されている。運営委員は、その地域に居住する人が中心で、無報酬のボランティア。組織は大きく管理部門(総務、経理、広報等)と事業部門(イベントの実施等)にわかれている。これ以外に、運営協議会が雇用する事務局がおかれ、事務処理や館の運営管理の実務を行い、市の設定する報酬で雇用されている。収入の大部分は市からの指定管理料で約1600万円。それ以外にイベントの参加費や喫茶収入がある。総予算の90%程度が人件費、館の保守管理費などで、運営協議会が行う事業費は150万円~200万円で、約100事業を実施している。</p> | <p>地区ごとに違いはあるが、地域の学校・駐在・保護司・民生委員・体育指導員・青少年委員・PTA・児童館・学童クラブ・自治会・子ども会・地域有志などを基本に運営財源は市からの補助金で賄われている</p> | <p>会長1名、副会長2名、会計1名、監査2名で、専門委員(総務、自治対策、生活、文化、広報の各部会、自治部会・管理組部会)10名にて役員会を構成している。 財政は加盟団体からの分担金により賄われている。各団体の世帯数により3,000円~9,000円で、20年度693,000円。</p> | <p>組織運営について、運営体制は理事会(定員15名 社会福祉施設関係者、学識経験者、行政等で組織される)、顧問、監事、評議員会(定員40名 自治会関係者、福祉団体関係者などで組織)と、各種委員会(多摩ボランティアセンター運営委員会等)と4つの部会(総務部会、広報広聴部会、イベント推進部会、地域福祉まちづくり部会)である。 事務局職員は27人(嘱託職員、臨時職員含めると延べ約100人弱) 財源は、会費、共同募金、収益事業、寄付金などの自主財源と行政からの補助金、委託金などの公的財源、各種事業の参加費等で賄われている。平成23年度財政の75%が市からの補助金もしくは受託収入となっている。 市民などから構成される会員制度を導入しており、事務局的な組織として、理事会(定員15名で社会福祉施設関係者により組織)と評議員会(定員40名自治会関係者、福祉団体関係者などで組織)と、各種委員会(多摩ボランティアセンター運営委員会等)、他に顧問(2名)と監事(2名)がいる。また、理事会と評議員会の下部組織として、4つの部会(総務部会、広報広聴部会、イベント推進部会、地域福祉まちづくり部会)がある。</p> |
| <p>担い手の状況(役員及び参加者)</p> | <p>設立当初からのメンバーが大多数を占めており、新規に居住してきた人や、若い世代が協議会に入ってくることはまれである。協議会は常時入会できるようにしているが、世代交代はほとんどない。役員も持ち回りで高齢化が進んでいる。</p> | <p>地区ごとに違いはあるが、長年地域で活動してきた年配者が継続して担っている地域が多い。世代交代をしたいがなかなか進まない。高齢化などで、地域の協力は全面的にはもたらえていないのが実情である。</p> | <p>自治連合会：役員が15名のみであとは加入団体で構成。役員には各団体の会長がなっていたが、今は資格要件を上げ、団体会長以外の人もなっている。役員と会員団体の間に実戦部隊を作りたいという希望はあるがまだすすんでいない。 自治会：リーダーの年齢は60歳代が約47%、50歳代と70歳代が共に18.2%、50歳以下は15.4%。役員の高齢化、なり手不足、役員の負担が大きいことが課題である。</p> | <p>社会福祉協議会は、地域福祉全体の牽引役となり、地域の担い手を支えていくことである。具体的には、地域の方に地域福祉ネットワークによる活動を継続的に担ってもらおうよう、コーディネーターとしての役割に重点を置く。 地域活動に限って見た場合、社会福祉協議会は、コーディネーターとしての役割に重点を置く。</p> |
| <p>行政との関係</p> | <p>指定管理者制度になってから、運営については裁量権が若干増えおおむね良好。行政との情報交換、意見交換についても円滑。 しかし、行政は地域問題の抽出や各団体の意見交換の場として期待しているが、運営協議会側は娯楽、趣味、教養の場の提供としての考えが強く、その間にはひらきがある。</p> | <p>青少年問題協議会は市の付属機関であり、青少年問題協議会と地区委員会は補完関係で連携する。 行政がそれぞれの地区委員会の活動を支援するという立場にある。</p> | <p>自治連合会：行政の中での位置付けが不明確。、市からの連絡が自治連に届かないものもある。市民活動支援課が事務局であるが、どのような支援を行うかについては模索中。多摩市は昔から街として成熟していた近隣市とは違う歴史的経緯があり、組織がピラミッドようになっておらず、情報連絡などをこれからどう展開しようかという段階。 自治会：自治連合会に対して行政への働きかけを希望している。</p> | <p>理事会に健康福祉部長が、評議委員に生活福祉課長が在籍し、意見交換や情報交換を行う。 その他に、外郭監理団体という位置づけの中で、監理主体である市として、今後の方向性などについて適宜調整を行っている。 第2次地域福祉計画を作るときにも市から障害福祉課、高齢福祉課、生活福祉課の3名が見直しに参加したという経緯もある。 民間の組織でありながら、①理事会や評議委員会に行政関係者が参加し、地域福祉活動の推進に関する意見交換や情報交換を行ったり、②市が監理主体として、今後の方向性などについて適宜調整を行ったりしている。また、③社会福祉協議会の財政の多くは市からの補助金もしくは受託収入によって占められている。</p> |

◆ ゾーニングの考え方 ◆

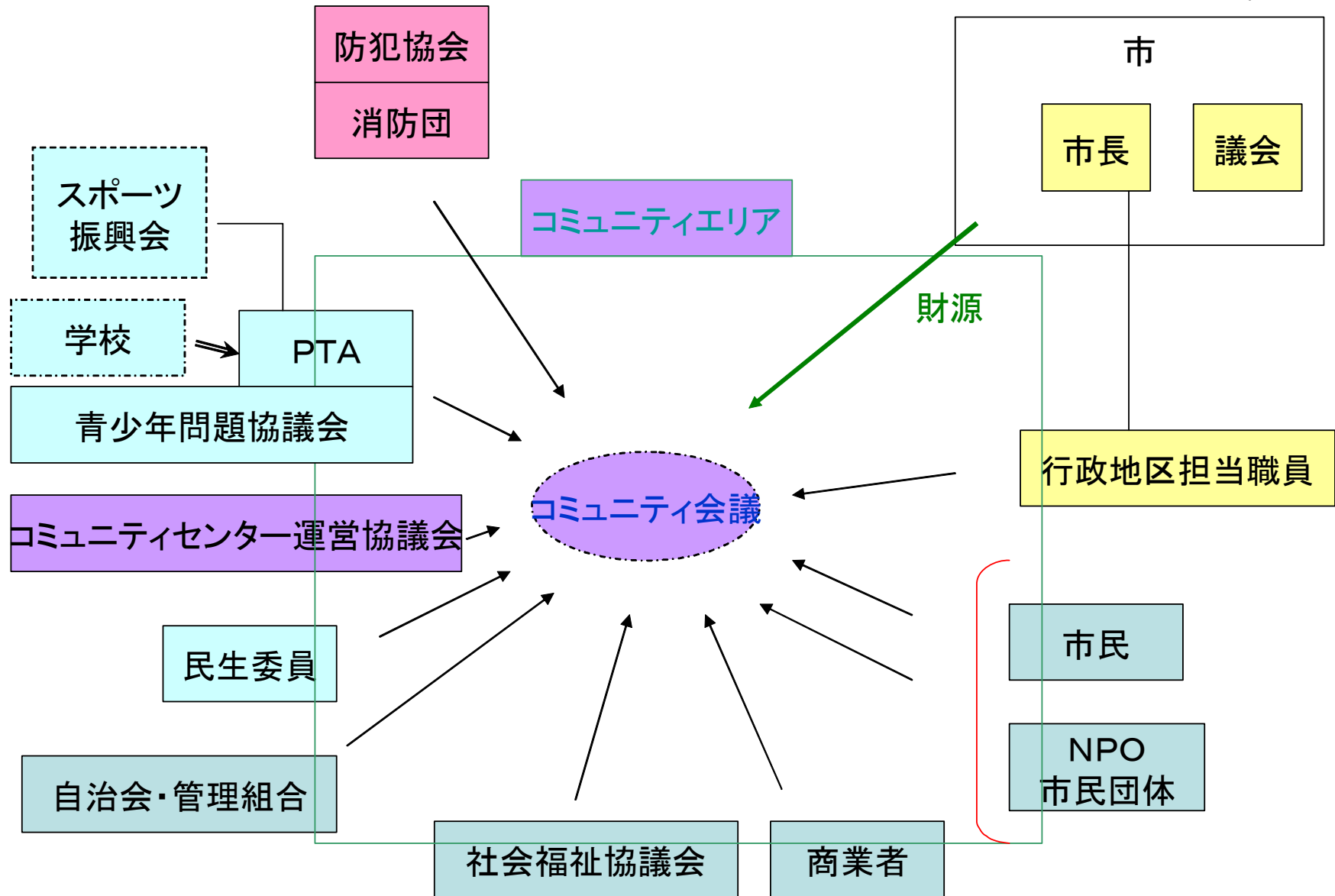
※コミュニティエリア(10区域)の設定

「コミュニティエリア」は、地域コミュニティの育成・発展を促すため、地域的な関係の深い地域同士における交流やスポーツ・レクリエーション、文化など市民の多様な活動を想定した生活圏であり、コミュニティ環境整備の単位・圏域として位置づけますが、その範囲は固定的なものではなく、地域コミュニティ形成の状況に応じて弾力的、可変的にとらえていきます。あわせて、地域にとられないテーマコミュニティ活動や公益的活動についてもその育成・発展を促進していきます。

今回、設定された10のコミュニティエリアは地域コミュニティ育成のための地域設定であり、拠点施設としてのコミュニティセンターの整備はこれを踏まえて進めますが、その他の計画の圏域や施設の整備計画を拘束するものではありません。



資料3 コミュニティ会議関係図(参考)



この図は委員会の審議の過程で作成したイメージ図である。

第三期多摩市自治推進委員会 審議の経過

| 回 | 日程 | 主な内容 |
|--|---|---------------------------------------|
| 第1回 第2回 第3回 | 平成21年6月12日 平成21年7月16日 平成21年8月17日 | 自治推進委員会の取り組みについて検討 (コミュニティの重要性の確認) |
| 第4回 | 平成21年9月16日 | コミュニティセンター運営協議会へのヒアリング |
| 第5回 | 平成21年10月14日 | ヒアリング結果の確認とコミュニティにおける課題抽出 |
| 第6回 | 平成21年11月11日 | 青少年問題協議会地区委員会へのヒアリング |
| 第7回 | 平成21年12月16日 | ヒアリング結果の確認とコミュニティにおける課題抽出 |
| 第8回 第9回 | 平成22年1月20日 平成22年2月17日 | 行政評価報告書についての審議 |
| 第10回 | 平成22年3月17日 | 自治連合会へのヒアリング 有識者との意見交換 |
| 第11回 | 平成22年4月15日 | 中間まとめ(コミュニティ組織の現状の整理) |
| 第12回 | 平成22年5月14日 | 市長との意見交換 |
| 第13回 | 平成22年6月28日 | 社会福祉協議会へのヒアリング |
| 第14回 第15回 第16回 第17回 第18回 第19回 | 平成22年7月14日 平成22年8月31日 平成22年9月17日 平成22年10月18日 平成22年11月15日 平成22年12月13日 | 自治推進の担い手について (課題の抽出、方向性の検討) |
| 第20回 第21回 | 平成23年1月12日 平成23年2月7日 | 報告書の内容についての検討 |
| 第22回 | 平成23年2月25日 | 市長との意見交換 |
| 第23回 第24回 | 平成23年4月14日 平成23年5月13日 | 報告書の内容についての検討 |
| 第25回 | 平成23年6月10日 | 報告書の提出・引継ぎ事項について |

第三期自治推進委員会 委員名簿

| | 氏名 | 備考 |
|------|--------------------|-------------------------|
| 委員長 | えじり きょうこ 江尻 京子 | 市内全域を活動範囲としている団体の推薦する市民 |
| 副委員長 | いそざき はつひと 磯崎 初仁 | 地方自治に識見を有する者 |
| | おおき さだつぐ 大木 貞嗣 | 地方自治に識見を有する者 |
| | きむくん そん 金今 善 | 公募市民 |
| | ましこ ちあき 益子 千秋 | 市内全域を活動範囲としている団体の推薦する市民 |
| | よこくら としろう 横倉 敏郎 | 公募市民 |

(敬称略)